

# 労働者と住民の安全と健康を守り、生じた被害は補償することを求める要請書 にもとづく第10回政府交渉 質問書

2014年5月26日

復興大臣 根本 匠 様  
環境大臣 石原 伸晃 様  
厚生労働大臣 田村 憲久 様

2014年2月14日、「労働者と被災住民への被ばくの強要に抗議し、国の責任による健康手帳交付、健康と生活の保障を求める要請書」への47団体賛同を背景に第9回政府交渉を行いました。その中の具体的課題の1つである甲状腺検査の結果「要観察」となった住民の19歳以上の検査費用・医療費の無料化の課題に関して、環境省は「個人負担の事実はない」の一点張りで具体的な論議に入れませんでした。その後、私たちは環境省に「甲状腺に係わる費用負担の枠組み」と実態の調査を求めましたが具体的な回答が示されませんでした。そこで、私たちは福島県に問い合わせ、「2次検査で『通常医療』となった住民が通常の保険診療に移行して受ける検査や治療」および「甲状腺手術の費用および今後長期間の診療や薬の服用」などの医療費については県民健康管理調査」の予算で支出されないことを確認しました。新たに提出する「国の責任による福島県の19歳以上の甲状腺に係わる医療費無料化要請書」に対して、5月25日現在で、団体61、個人1179名の賛同を得ています。環境省、復興庁は、国の責任により、福島県の19歳以上の甲状腺に係わる医療費を無料化すべきです。

近隣県の多くの市町村では独自に住民の健康調査が行われています。国の責任はこの問題においても問われています。国は自治体任せにするのではなく、国の責任において近隣県の汚染地域住民に健康手帳を交付し、健康調査を実施すべきです。

厚労省は福島第一原発緊急作業従事者の疫学調査を行うとしています。しかし福島第一原発事故は政府の「収束宣言」以降も過酷な被ばく条件の下で作業に従事する多数の被ばく労働者を生み出し続け、「緊急作業従事者」数に匹敵する労働者が新たに被ばく労働に従事しています。疫学調査の対象を「緊急作業従事者に限定すべきではありません。

## 質 問 事 項

### 1. 国の責任による、福島県の19歳以上の甲状腺に係わる医療費の無料化について

1) 環境省は2月14日の政府交渉後に私たちが提出した質問に対して、「福島県『県民健康管理調査』の対象となる行為に対しては、健康管理基金から支出し、それ以外の行為については同基金より支出していない。」と回答されました(3月12日)。下記の①、②は上記の「それ以外の行為」に当たることを確認してください。

① 2次検査で「通常診療」となった住民が通常の保険診療に移行して受ける検査や治療

② 甲状腺手術の費用および今後長期間の診療や薬の服用(甲状腺を全摘した場合には、生涯にわたって甲状腺ホルモン剤を服用しなければならない)

2) 事故当時18歳以下であった子どもが19歳以上になり福島県に医療支援の対象外となり、上記の①、②の費用は自己負担(窓口負担)となります。現に自己負担している人が居ます。環境省・復興庁はこの事実を認識していますか。

今後、事故当時18歳以下であった子ども達が成長するにつれ、自己負担となる人は増えて行きます。この

ことも認識していますか。

3) 事故によって放射性ヨウ素が放出され、それを子供が吸入・摂取しており、個々人の甲状腺被曝線量を正確に推計できない以上、甲状腺におきているさまざまな症状・所見が福島原発事故のせいでないとは断言できません。また、原発事故がなければ、38万人もの子供たち全員が甲状腺検査を受ける必要もなく、これだけ多くの子供たちが経過観察や治療が必要との診断を受けることもなかったのです。

国策として原子力を推進してきた結果として炉心溶融事故を起こし、放射能の大量放出を防げず、的確な情報提供を行わず、ずさんな避難指示により、人々を被ばくさせた責任、避けられたはずの被曝を避けるよう指示しなかった責任、事故後早期に甲状腺被曝量を測定・評価しなかった国の責任は重大です。

私たちは、国の責任で、福島県の18歳以下の医療費無料施策とは別途に、福島県の19歳以上の甲状腺にかかわる医療費の無料化を早急に実施すべきと考えます。

4) 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う 住民の健康管理のあり方に関する専門家会議（以下専門家会議）と略す」において下記の対応を求めます。

(1) 国の責任による福島県の19歳以上の甲状腺にかかわる医療費の無料化を審議事項としてください。

(2) 別紙の「国の責任による福島県の19歳以上の甲状腺にかかわる医療費無料化要請書」を「専門家会議」の参考資料として全委員に配布してください。

## 2. 近隣県の健康調査について

前回2月14日の政府交渉で、環境省は国の責任について一切言及しませんでした。近隣県の多くの市町村では独自に健康調査が行われています。国の責任はこの問題においても問われています。国は自治体任せにするのではなく、国の責任において、近隣県の汚染地域住民に健康手帳を交付し、健康調査を実施すべきです。

1) 近隣県の汚染地域住民の健康確保に対する国の責任をどのように考えていますか。

2) 近隣県の多くの市町村が独自に住民の健康調査を行っていることについてどのように考えていますか。

3) 前回2月14日の交渉で、近隣県の汚染地域住民の健康診断を国の責任で行うべきとの質問に、「今回の原発事故に関する住民の健康管理につきましては先ほども申しましたように医学の専門家のご意見、これが非常に大事であるというふうに認識しております。」としながら、「福島県外においてもWHOとか、世界保健機構ですね、それから国連の科学委員会これは一般にUNSCEARと私どもも言っておりますけれども、それらの公的な機関においてもがんなどの健康影響の増加は認められる見込みはないというふうに評価されておりますので、従いまして当面は周辺県につきましてもそういうことで、福島県の県民健康管理調査を、これをむしろもっと着実に実施していくということが一番重要ではないかというふうに考えております。」と回答をされました。「専門家会議」で論議もされていない段階で近隣県の汚染地域住民の健康診断の必要を認めないこのような結論的回答をされたのは「結論ありきの専門家会議」だということではありませんか。

4) 上記の回答で、「WHOやUNSCEARなどの公的機関で、がんなどの健康影響の増加は認められる見込みはないというふうに評価されております」という点については、福島原発事故の放射線被ばくによる健康影響は他の要因による変動の範囲で統計的には検出できないという趣旨であって、被害がゼロということではありません。原爆被爆者の追跡調査など最近の疫学調査の結果は健康影響に被ばく線量の「しきい値」は存在しないということを示しています。また、住民の被ばく線量はまだ正確にはわかっておらず、他の要因による変動の範囲内と断言はできません。これらの点について見解を示してください。

- 5) 近隣県の汚染地域住民の意見を聞き、協議する場を設けるべきです。見解を示してください。
- 6) 国は自治体任せにするのではなく、国の責任において、近隣県の汚染地域住民に健康手帳を交付し、健康調査を実施すべきです。この意見を「専門家会議」に伝えてください。
- 7) 今回提出する「要請書」と併せて、前回2月14日に提出した「要請書」を「専門家会議」の資料として配布してください

### 3. 厚労省の「福島第一原発緊急作業従事者の疫学調査」について

福島第一原発事故は政府の「収束宣言」以降も過酷な被ばく条件の下で作業に従事する多数の被ばく労働者を生み出し続け、「収束宣言」までの「緊急作業従事者」数に匹敵する労働者が新たに被ばく労働に従事しています。ところが、厚労省は福島第一原発緊急作業従事者に限った疫学調査を行うとしています。

1) 「緊急作業従事者」の被ばくの実態についてまだ十分には公表されていません。例えば、内部被ばくの見直し結果を反映した、「収束宣言」後の「緊急作業従事者」の被ばく線量分布の推移について、厚労省は把握しているのですか。

2) 2011年12月末と2014年3月末(速報値)では、従事者数は19528人から33260人に、平均被ばく線量は11.90mSvから12.59mSvに、集団線量は232人・Svから419人・Svに増加しています。

①厚労省は上記集団線量の増加のうち、緊急作業従事者の集団線量の増加をどのように把握・評価していますか。また、その根拠の資料を示してください。

②政府の「収束宣言」以降に新たに従事した労働者にも健康影響が危惧されます。特に下請け労働者(協力企業従業員)の集団線量は157.6人・Svから320.9人・Svに倍増しています。見解を示してください。

③厚労省は疫学調査の対象を「緊急作業従事者」に限定せず、すべての収束作業従事者に広げるべきです。

④「緊急作業従事者」に限定せず、すべての収束作業従事者を厚労省のデータベースに登録すべきです。

3) 疫学調査とあわせて国の責任で被ばく労働者の生涯にわたる健康保障を行うべきです。長期健康管理の「手帳」交付は「収束宣言」までの被ばく線量が50mSv超の「緊急作業従事者」に限定されています。すべての収束作業従事者に交付すべきです。

4) 我々が以前指摘したように、文科省の原発被ばく労働者の疫学調査では、労災認定基準を超える線量レベルでのがん死の事例が多数存在するにもかかわらず、疫学調査対象者に対する労災申請に関する助言が無く、労災補償と切り離されているという問題があります。厚労省の疫学調査でこの問題はどうなっていますか。

以上

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆二世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、ヒバク反対キャンペーン